

白老町と白老町内郵便局との包括的連携に関する協定書

白老町（以下「甲」という。）と別表に掲げる郵便局（以下「乙」という。）は、両者が連携し、子どもから高齢者までだれもが安心して快適に暮らせる選ばれるまちづくりを推進するために、住民サービス向上に係る包括的連携に関する協定（以下「本協定」という。）を次のとおり締結する。

（目的）

第1条 本協定は、甲及び乙のそれぞれが有する人的、物的資源を有効に活用して、住民サービスの向上及び地域社会の安心・安全の確保及び活性化を図ることを目的とする。

第2条 甲及び乙は、前条の目的を達成するため、連携して次に掲げる事項について、業務に支障のない範囲で、取り組むものとする。

- (1) 高齢者等の見守りに関すること
高齢者、身体の不自由な方、子どもその他の甲の住民等の何らかの異変に気付いた場合の情報提供
- (2) 道路損傷等の情報提供に関すること
道路の陥没、段差損傷、倒木、水道の漏水情報の提供
- (3) 公共用地における不法投棄が疑われる廃棄物等の情報提供に関すること
- (4) 安心・安全な暮らしの実現に関すること
- (5) 地域社会の経済活性化に関すること
- (6) 未来を担う子どもの育成に関すること
- (7) その他、地域の活性化・住民サービス向上に関すること

（連携事項推進のための協議等）

第3条 甲及び乙は、前項各号に掲げる事項の他に連携を行う場合は事前に協議を行うものとする。また、具体的な協力内容については、甲乙合意の上、決定する。

- 2 連携事項について甲乙間における個別の協定、契約等が締結されている場合には、当該個別の協定、契約等の規定が優先するものとする。

（協定内容の変更）

第4条 甲又は乙のいずれかが、本協定の内容の変更を申し出たときは、その都度協議の上、必要な変更を行うものとする。

（免責）

第5条 乙は、第2条の規定による協力をした場合及び協力しなかった場合のいずれにおいても、その責任を負わないものとする。

（守秘義務）

第6条 甲及び乙は、第2条に定める連携事項等の検討及び実施により知り得た相手方の秘密情報を、相手方の事前の書面による承認を得ずに第三者に開示・漏えいしてはならない。

- 2 甲及び乙は、本協定が理由の如何を問わず終了した後も、前項に定める秘密保持の責任を負うものとする。

（有効期間）

第7条 本協定の有効期間は、締結日から平成31年3月31日までとする。ただし、本協定の有効期間が満了する日の1か月前までに、甲又は乙が書面により特段の申し出を行わないときは、有効期間が満了する日の翌日から1年間本協定は更新され、その後も同様とする。

（協議）

第8条 本協定に定めのない事項又は本協定に定める事項に関し疑義等が生じた場合は、甲乙協議の上、決定するものとする。

本協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙それぞれ押印の上、各自その1通を保有するものとする。

平成30年 10月 29日

甲 白老町
白老町長 戸田安彦



乙 日本郵便株式会社
白老郵便局長 蛭子強

